

このまま進めて良いのか～医師の働き方改革！

医師の時間外労働規制に関するアンケートのお願い

胸部外科を専門とする先生方へ

謹啓

厳しい残暑ならびにコロナの第5波の最中、皆様におかれましてはご多忙の日々を送られていることと存じます。

さて、厚労省が推し進めている「医師の時間外労働規制」が2024年4月より実施されます。医師、特に外科医の過酷な労働環境は改善されるべきではありますが、単に大枠の労働時間の上限設定があるだけで、それが医療の質へ与える影響は十分検討されていません。このままでは医療崩壊がぎりぎりまで阻止されているコロナ診療と同様に、現場の医療従事者の対応に任されかねない懸念があります。実際、労働時間の規制が始まると現行の医療・研究・教育レベルや外勤を維持することは困難になり、医療・医学の質および地域医療の低下に繋がる危険があります。その意味では、医療を受ける国民と一緒に、よりよい働き方改革、医療のあり方を検討していく必要があると思います。そのためには、我々の労働条件や労働環境の現状把握、厚労省がこのまま現行の働き方改革を推進することのリスク、そして我々が本当に望む労働環境の改善に関して皆様の意見を集約し、胸部外科学会からの提言として『プレス・リリース』を通じてしっかりと広く世間に訴えていきたいと考えています。

そこで、皆様にアンケートへのご協力をお願いする次第です。いずれも選択肢のある質問で所要時間は約5分、スマートフォンからでも簡単に回答できます。メールアドレスを入力する項がありますが、二重回答を防止するための確認に使用するもので、回答と個人を特定するものではありません。

我々の声をより大きくするためにも、一人でも多くの先生方に回答を頂きたいと思います。回答期限は9/16（木）となります。

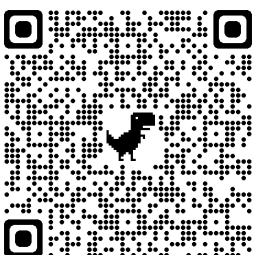
ご自身に直接関わる問題ですので、是非ともアンケートへのご協力を宜しくお願い申し上げます。

謹 白

日本胸部外科学会 理事長 澤 芳樹
政策検討委員会 委員長 安田卓司

医師の時間外労働規制に関するアンケート（下記 URL もしくは二次元バーコードより登録）

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSc7INc6w-Rfppj4rZS9X93jQOX65HiLo8rpd0JgcK2amXA02w/viewform>



【参考資料】

医師の時間外労働時間規制の概略（次々ページの図参照）

1. 実施は・・・ 2024年4月より
2. 時間外労働の上限は・・・
 - A水準：年間 960 時間（60 時間/週相当）
 - B / 連携 B 水準：年間 1,860 時間（77.5 時間/週相当）
 - C-1 / C-2 水準：年間 1,860 時間（77.5 時間/週相当）
3. 施設水準の基準
 - A 水準：以下の指定医療機関を除く施設に勤務する医師に適応
地域医療確保暫定特例水準（B / 連携 B 水準）
 - B 水準
三次救急医療機関
二次医療機関かつ年間救急車受け入れ台数 1,000 台以上または年間での夜間・休日・時間外入院 500 件以上の医療機関
在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
都道府県知事が地域医療提供体制確保のために必要と認めた医療機関
 - 連携 B 水準
医師の派遣を通じて地域の医療体制の確保に寄与する医療機関
（大学病院、地域医療支援病院など）
 - 集中的技能向上水準（C 水準）（図の解説参照）
 - C-1 水準
都道府県知事により指定された臨床研修プログラムまたは日本専門医機構により認定された専門研修プログラム/カリキュラムの研修機関
（臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を習得する際に適応。※本人がプログラムを選択）
 - C-2 水準
特定の高度技能の育成に必要と指定された医療機関
（医籍登録後の臨床従事 6 年目以上の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用。※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請）
4. 労働時間における外勤（副業・兼業）の扱い
外勤での勤務時間も全て労働時間に含まれる
5. 自己研鑽の扱い
「使用者の指揮命令下におかれているかどうか」により判断される
所定労働時間内に勤務場所で行う研鑽は労働時間となる。
時間外に自ら申し出て、自らの自由意志で行う研鑽は労働時間に該当しない。
ただし、研鑽の不実施について就業規則上の制裁などの不利益が課せられているため、その実施を余儀な

くされている場合や、研鑽が業務上必須である場合、業務上必須でなくても上司が命じ・黙示の指示をしている場合は、労働時間に該当する。

→勤務先での自己評価や勤務先の施設認定においては、専門医資格を有し、学会発表や論文発表を行い、研究費を取得することが求められている。その意味では全くの個人による自由意志による自己研鑽は極めて少ないと考えられる。

6. その他の勤務制限

連続勤務時間は最長 28 時間まで → 勤務間インターバル 18 時間

通常日勤務時 → 勤務間インターバル 9 時間

医師の時間外労働規制について

一般則

- 【時間外労働の上限】
- (例外)
 - ・年720時間
 - ・複数月平均80時間 (休日労働含む)
 - ・月100時間未満 (休日労働含む)
 - 年間6か月まで

(原則)
1か月45時間
1年360時間

2024年4月～

年1,860時間／月100時間未満 (例外あり)
※いずれも休日労働含む

年1,860時間／月100時間未満 (例外あり)
※いずれも休日労働含む
⇒将来に向けて縮減方向

年960時間／月100時間未満 (例外あり)
※いずれも休日労働含む

A : 診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準

連携B
例水準
(医療機関を指定)

B
地域医療確保暫定特

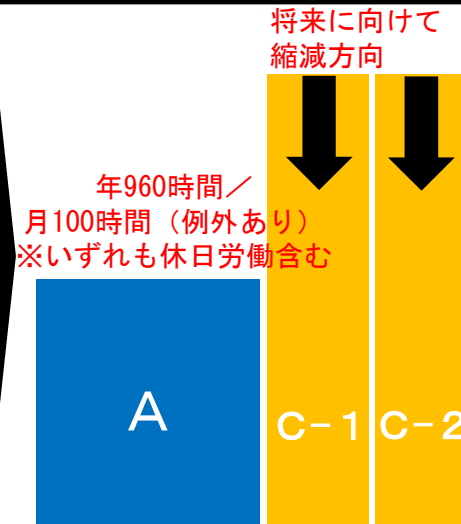
C-1
(医療機関を指定)

C-2
集中的技能向上水準

C-1 : 臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用
※本人がプログラムを選択

C-2 : 医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用
※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

将来 (暫定特例水準の解消 (= 2035年度末を目標) 後)



※この(原則)については医師も同様。

※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※臨床研修医については連続勤務時間制限を強化して徹底

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

【時間外労働の上限】

【追加的健康確保措置】